

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部クリーンセンター
委 託 業 務 名	使用済小型電子機器等の引渡し業務
委 託 業 務 場 所	大津市伊香立北在地町 他
概 要	本市が、家庭系燃やせないごみとして収集し、施設においてピックアップ回収した使用済小型電子機器等を認定事業者に引き渡し、再資源化を行う業務
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	予定引渡し数量 69 トン 引渡し料金 22 円/kg
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県甲賀市水口町松尾 5 0 2 番地の 1 8 〔名 称〕 (株)水口テクノス
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、収集した使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないと定められている。(株)水口テクノスは当該委託業務への入札参加資格を有し、一般社団法人小型家電リサイクル協会に加盟し、かつ同法に基づく認定を受けた県内唯一の業者であることから随意契約を結ぶものである。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。